

## あきる野市地域公共交通協議会の会議の傍聴等について

## 1 会議の公開について

地域公共交通協議会の会議は、原則として公開とする。

ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると会長が認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、これを非公開とすることができる。

## 2 会議の傍聴について

地域公共交通協議会の会議は、原則として傍聴を可能とする。

傍聴人の定員は、10人とする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

## 【傍聴受付の流れ（案）】

- (1) 傍聴希望者は、会議開始時刻の40分前から20分前までの間に、受付で傍聴整理券の交付を受ける。

## &lt;会議開始時刻の20分前時点で、傍聴希望者が定員に満たない場合&gt;

- (2) 傍聴希望者に注意事項を伝える。
- (3) 傍聴希望者は、傍聴整理券と引換えに傍聴券の交付を受け、住所及び氏名を記入の上、会議室に入室する。また、入室の際に会議資料を受け取る（個人情報等が記載されているものを除く）。
- (4) 会議開始時刻の5分前まで、先着順で定員に達するまで受け付ける。

## &lt;会議開始時刻の20分前時点で、傍聴希望者が定員を越えた場合&gt;

- (2) 傍聴希望者に注意事項を伝える。
- (3) 傍聴整理券に記載している整理番号により、抽選を行う。
- (4 A) 当選した傍聴希望者は、傍聴整理券と引換えに傍聴券の交付を受け、住所及び氏名を記入の上、会議室に入室する。また、入室の際に会議資料を受け取る（個人情報等が記載されているものを除く）。
- (4 B) 落選した傍聴希望者は、傍聴整理券を返却する。

## 3 会議録について

会議録は、毎回作成し、会長が内容を確認した上で、公表する（個人情報等が記載されている箇所を除く）。